

## 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	3
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	4
4. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	8
5. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	12
6. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	15
7. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	16
8. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	18
9. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	19
10. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	21
11. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	24

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券(投資信託受益証券を除く。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)の通知を行うため本所が必要と認める日</p> <p><u>(5) 投資信託受益証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前(休業日を除く。)の日</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当(優先出資者割当及び受益者割当を含む。以下この項において同じ。)により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)の通知を行うため本所が必要と認める日</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当(優先出資者割当及び受益者割当を含む。以下この項において同じ。)又は<u>受益権の分割</u>により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割</p>

により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第8条第3項第5号の改正規定は、平成19年12月10日から施行する。

当又は受益権の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済物件の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、投資証券について準用する。</p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、優先出資証券又は投資証券の発行者が名称変更を行った場合の当該優先出資証券又は投資証券について、それぞれ準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。</p>	<p>(決済物件の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>投資信託受益証券及び投資証券</u>について準用する。</p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、優先出資証券又は投資証券の発行者が名称変更を行った場合の当該優先出資証券又は投資証券、<u>及び投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券</u>について、それぞれ準用する。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券(投資信託受益証券を除く。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p><u>(5) 投資信託受益証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前(休業日を除く。)の日</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第13条 正会員に売付けの委託(投資信託受益証券及び債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))の売付けの委託を除く。)をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数(優先出資及び投資口の口数を</p>	<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>投資信託受益証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券</u>については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(投資信託受益証券を除く。以下この条において同じ。)の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数(優先出資、<u>受益権</u>及び投資口</p>

含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託(投資信託受益証券の売付けの委託を除く。)において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、株式(投資口を含む。以下同じ。)の併合、分割又は端数等無償割当て(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。)に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

(商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)が商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) (略)

(3) 投資信託受益証券の売付けについては、  
売買単位の券種の投資信託受益証券

(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、株式(受益権及び投資口を含む。以下同じ。)の併合、分割又は端数等無償割当て(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。)に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

(商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)が商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済(投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券の売買の決済を含む。)については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度(当該投資信託の最初に到来する計算期間を含む。)の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 株券(投資信託受益証券を除く。以下次条において同じ。)又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

3 投資信託受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める上場投資信託受益権に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 (略)

2 正会員は、顧客から債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)又は投資信託受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券又は受益証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

付 則

1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第8条第2項第5号の規定は、平成19年12月10日から施行する。

2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

(新設)

(口座振替による受渡し)

第19条 (略)

2 正会員は、顧客から債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券次に掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>b～h</u> (略)</p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券前号 a から <u>h</u> までに掲げる書類</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号 <u>b</u> 及び <u>d</u> に掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号 <u>b</u> から <u>d</u> までに掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第1号 a から <u>g</u> までに掲げる書類</p> <p><u>b</u> <u>不動産投資信託証券の見本。ただし、第4条第1項第2号1後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同1後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>c～e</u> (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券次に掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>不動産投資信託証券の見本。ただし、第4条第1項第2号1後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同1後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>c～i</u> (略)</p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券前号 a から <u>i</u> までに掲げる書類</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号 <u>c</u> 及び <u>e</u> に掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号 <u>c</u> から <u>e</u> までに掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第1号 a から <u>h</u> までに掲げる書類</p> <p>(新設)</p> <p><u>b～d</u> (略)</p>

3～8 (略)

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからqの2までに適合していること。

a～k (略)

1 不動産投資信託証券(投資証券に限る。)が本所の定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が本所が定めるところに従って不動産投資信託証券を作成する旨を確約しているものであること。

m～p (略)

q 当該銘柄が投資証券である場合には指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和56年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

qの2 当該銘柄が受益証券である場合には指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

3～8 (略)

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからqまでに適合していること。

a～k (略)

1 不動産投資信託証券が本所の定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が本所が定めるところに従って不動産投資信託証券を作成する旨を確約しているものであること。

m～p (略)

q 当該銘柄が指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和56年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

(新設)

(3) (略)

2 (略)

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) ~ (m) (略)

(n) 当該銘柄についての指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(o) (略)

b ~ d (略)

2 ~ 7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) ~ (15) (略)

(16) 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合において、当該銘柄の発行者が当

(3) (略)

2 (略)

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) ~ (m) (略)

(n) 当該銘柄についての指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回

(o) (略)

b ~ d (略)

2 ~ 7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) ~ (15) (略)

(16) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の

該銘柄について指定保管振替機関に対する保  
振法第6条の2に規定する同意を撤回した場  
合

(16)の2 上場不動産投資信託証券が受益  
証券である場合において、当該銘柄について  
指定振替機関の振替業における取扱いの対象  
とならないこととなった場合

(17) (略)

3・4 (略)

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行  
する。

2に規定する同意を撤回した場合

(新設)

(17) (略)

3・4 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) ~ (6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該銘柄が指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 受益証券の見本</u></p> <p><u>(3) ~ (7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>受益証券が、本所で定めるところに従って作成されているものであること。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p>

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該銘柄についての指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(5) (略)

3 ~ 7 (略)

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 (略)

(削る)

(上場廃止基準)

第10条 (略)

2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該銘柄について指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) (略)

(売買単位)

第21条 受益証券の売買単位は、1, 000口とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該銘柄についての指定保管振替機関  
(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回

(5) (略)

3 ~ 7 (略)

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 (略)

2 投資信託委託会社は、追加信託が行われた場合には、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 (略)

2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(5) (略)

(売買単位)

第21条 受益証券の売買単位は、発行されている券種の口数とする。

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第20条 正会員に売付けを委託<u>(投資信託受益証券の売付けの委託を除く。)</u>をした顧客が、立会外取引の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第5条第1号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託<u>(投資信託受益証券の売付けの委託を除く。)</u>において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。</p>	<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第20条 正会員に売付けを委託をした顧客が、立会外取引の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>投資信託受益証券及び転換社債型新株予約権付社債券</u>については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券<u>(投資信託受益証券を除く。この条において同じ。)</u>の第5条第1号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 投資信託受益証券の売付けについては、</u> <u>売買単位の券面の投資信託受益証券</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、株券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第2条 規程第6条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券の当日決済取引<u>並びに</u>転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第2条 規程第6条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券の当日決済取引<u>及び</u>転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第8条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券（投資証券を除く。）の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第8条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券（<u>投資信託受益証券及び</u>投資証券を除く。）の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p>
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 新投資信託受益証券の発行日決済取引 <u>受益者割当に係る効力発生日の翌日</u></p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 新投資信託受益証券の発行日決済取引 <u>a 受益者割当又は受益権の分割により発行される場合</u></p>

受益者が請求により即日新投資信託受益証券を取得し得る状態の日又は全受益者に対する当該新投資信託受益証券発送の日から起算して10日を経過した日の3日前の日

b 一般募集により発行される場合

全引受人に対する当該新投資信託受益証券交付の日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p>(k) 不動産投信特例第12条第2項第17号(不動産投資信託証券(投資証券に限る。))の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合(同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合並びに同項第17号のうち不動産投資信託証券(投資証券に限る。))の不正発行の場合を除く。)には、当該不動産投資信託証券を整理ポストに割り当てる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p>(k) 不動産投信特例第9条第2項第17号(不動産投資信託証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合(同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合並びに同項第17号のうち不動産投資信託証券の不正発行の場合を除く。)には、当該不動産投資信託証券を整理ポストに割り当てる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券（優先出資証券及び投資証券を含む。以下この項において同じ。）の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株予約権証券については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 投資信託受益証券は、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券（優先出資証券及び投資証券を含む。以下この項において同じ。）<u>及び投資信託受益証券</u>の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券<u>又は投資信託受益証券</u>を引き渡すことができる。</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株予約権証券については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) 投資信託受益証券について、保管振替  
機構において受益者登録請求の取次ぎが行わ  
れる場合の当該受益者を確定するための期日

(新設)

(6) (略)

(5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第6条第2項第5号及び第6号の規定は、平成19年12月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条関係）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（1） 第2号第1号cに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取得できる見込みであることをいう。ただし、上場申請者が3.（2）a及びbに掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。</u></p> <p><u>（2） 第2項第3号bに規定する「不動産投資信託証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p><u>（3） 第2項第3号bただし書に規定する書面を提出する場合は、同bに規定する「不動産投資信託証券の見本」の提出時期を上場日の前日までとすることができるものとする。</u></p>	<p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条関係）</p> <p><u>（1） 第2項第1号bに規定する「不動産投資信託証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p><u>（2） 第2項第1号bただし書に規定する書面を提出する場合は、同bに規定する「不動産投資信託証券の見本」の提出時期を上場日の前日までとすることができるものとする。</u></p> <p><u>（3） 第2号第1号dに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取得できる見込みであることをいう。ただし、上場申請者が3.（2）a及びbに掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7） 第1項第2号1の規定により作成する不動産投資信託証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（9）（株券の様式）によるものとする。</u></p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7） 不動産投資信託証券の作成については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>a 第1項第2号1の規定により作成する受益証券には、当該受益証券に係る投資信託の名称を記載するものとする。</u></p>

(8) (略)

(8) の 2 第 1 項第 2 号 q の 2 に規定する指  
定振替機関として本所が指定するものは、株  
式会社証券保管振替機構とする。

(9) (略)

5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不  
動産投信特例第 8 条関係）

(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基  
準  
(削る)

a 公募により発行される投資証券が次に掲  
げる条件に適合している場合は、当該公募  
の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所  
が定める日から、発行日決済取引により上  
場する。

(a) (略)

(b) 投資口口数が 2, 0 0 0 口以上であ  
ること。

(c) (略)

b 受益者割当により発行される受益証券が  
次に掲げる条件に適合している場合は、発  
行日決済取引により上場する。

(a) ~ (c) (略)

b 第 1 項第 2 号 1 の規定により作成する不  
動産投資信託証券の様式は、株券上場審査  
基準の取扱い 2. (9) (株券の様式) に  
よるものとする。

(8) (略)

(新設)

(9) (略)

5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不  
動産投信特例第 8 条関係）

(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基  
準

a 分割により追加して発行される新受益投  
資信託証券が次に掲げる条件に適合してい  
る場合は、発行日決済取引により上場する。

(a) 受益権口数が 2, 0 0 0 口以上であ  
ること。

(b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと  
認められないこと。

b 公募により発行される新不動産投資信託  
証券が次に掲げる条件に適合している場合  
は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以  
降の日で本所が定める日から、発行日決済  
取引により上場する。

(a) (略)

(b) 受益権口数又は投資口口数が 2, 0  
0 0 口以上であること。

(c) (略)

c 受益者割当により発行される新受益証券  
が次に掲げる条件に適合している場合は、  
発行日決済取引により上場する。

(a) ~ (c) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 上場不動産投資信託証券の発行者が商号を変更する場合には、変更後の商号を表示した本所の上場不動産投資信託証券の発行者が新たに発行する不動産投資信託証券を作成し、旧不動産投資信託証券との引替えを遅滞なく行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

(2)・(3) (略)

(新設)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受益証券特例第2条第1項第<u>3</u>号に規定する「事業報告書」は、直近に作成したものに限るものとする。この場合において、当該「事業報告書」が直前の事業年度に係るものでない場合には、上場申請日の属する事業年度の直前の事業年度に係る「事業報告書」の作成後直ちに当該作成に係る「事業報告書」を提出するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>受益証券第4条第3号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受益証券特例第2条第1項第<u>4</u>号に規定する「事業報告書」は、直近に作成したものに限るものとする。この場合において、当該「事業報告書」が直前の事業年度に係るものでない場合には、上場申請日の属する事業年度の直前の事業年度に係る「事業報告書」の作成後直ちに当該作成に係る「事業報告書」を提出するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>受益証券特例第4条第3号の規定により作成する受益証券は、1,000口券一種とし、かつ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)によるものとする。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>受益証券特例第6条第2項第4号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するもの</u></p>

8 (略)

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託会社又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認めたものとして取り扱う。

2 (略)

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

第13条 受益証券特例第16条の規定により、受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) (略)

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次に定めるところによる。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (c) (略)

(d) 受益証券特例第10条第2項第5

は、株式会社証券保管振替機構とする。

9 (略)

(売買単位)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託会社又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認めたものとして取り扱う。ただし、受益証券特例第10条第2項第5号のうち、投資信託委託会社が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

2 (略)

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

第13条 受益証券特例第16条の規定により、受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) (略)

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次に定めるところによる。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (c) (略)

(d) 受益証券特例第10条第2項第4

号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号（第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。）又は同条第2項各号（第3号の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

号（受益証券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号（第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。）又は同条第2項各号（第3号の場合及び第4号のうち受益証券の不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(3) (略)